

新しい司法書士像を求めて

ザ・フォーラム

《季刊》2001.7 No.47

発行

司法書士・行政書士
丹羽正夫事務所

〒461-0017
名古屋市東区東外堀町32
番地 鈴木ビル4F
TEL 052-962-9693
FAX 052-962-9633
E-mail info@niwaoffice.com
URL http://www.niwaoffice.com/

登記・法律問題など、
お困りのことがござい
ましたら、お気軽にご
相談ください。



司法改革審・最終意見書を読んで

司法書士 丹 羽 正 夫

強化する。

⑥ 裁判官の任命手続に国民の民意を反映さ
せる諮問機関を設置する。

⑦ 被疑者、被告人への公的弁護制度を整備
する。

⑧ 司法書士、弁理士、税理士などの隣接法
律専門職種の活用を図る。
⑨ 内閣に強力な推進体制を整備し、必要な
行政上の措置に特段の配慮をする。

報告書中、司法書士制度にかかる部分は
⑧の点であり、報告書は「簡易裁判所での訴
訟代理権については、信頼性の高い能力担保
措置を講じた上で、これを付与すべきである」
と結んでいる。これにより、司法書士界の長
年の悲願であった訴訟代理権の獲得が確実な
ものとなり、より一層の自立研鑽が急務となっ
てきた。

「市民が使いやすく開かれた司法」を第一
の課題としての審議が進められてきたわけだ
が、市民の目線に最も近いと自負する司法書
士が、二〇〇四年の施行に向けてこれから、市
民が何を求めているのかを検証しつつ、市
民のために何ができるのか、その具体的な青写
真をどうつくるかが問われているようだ。

- ① 二〇一〇年に司法試験合格者数を現在の
三倍の三〇〇〇人にして、二〇一八年までに
法曹人口を五万人規模へ拡大する。
- ② 二〇一〇年に法科大学院を開校し、法科
大学院の教育内容を踏まえた新司法試験を
二〇〇五年から実施する。
- ③ 刑事裁判に一般の人が直接参加する「裁
判員制」を創設する。
- ④ 証人調べなどがある民事裁判の審理期間
をおおむね現在の半分に短縮する。
- ⑤ 知的財産権侵害訴訟への総合的な対応を